

基礎年金番号等の利用に関する同意書

個人型確定拠出年金事務に係る基礎年金番号等の利用について、下記のとおり取扱います。

1. 岡山県教育委員会における基礎年金番号等の利用について

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下、「法」という。）第2条第3項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について、法及び法第56条に定める個人型年金規約に基づき、以下に掲げる事務を遂行するために、必要な範囲で基礎年金番号等を利用する。

- ・ 法第62条第1項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。）第39条第2項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第45条第1項及び同条第2項の規定による届出書の作成
- ・ 法第71条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

2. 当該情報の取扱いに関する照会先

岡山県教育庁福利課

TEL 086-226-7603

メール hukuri@pref.okayama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日

所属コード \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_